

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第62号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定により、令和4年10月4日付け諮問教職第367号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った開示請求の内容

審査請求人が部活動の引率で出張した際の出張伺（以下「本件出張伺」という。）に「開催要項等を添付すること」とある添付義務のある大会の要領・要項（大会の内容、開催日時等）を一式（以下「本件添付書類」という。）、出張を命じた根拠となる書類全て

2 開示請求に対する処分の内容

保有個人情報の一部を開示する旨の決定（本件出張伺の記載のとおり、部活動の練習試合を行うための遠征であり、本件添付書類については、廃棄したか、存在していないか不明であるが、現存しない。）（以下「本件処分」という。）

3 担当課（所）

教職員課

4 審査請求の経緯

開示請求	令和	4年	7月28日
本件処分	令和	4年	9月26日
審査請求	令和	4年	9月28日
諮問	令和	4年	10月4日
答申	令和	7年	8月22日

5 審査請求の趣旨

本件添付書類を特定した上で、開示を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

審査請求人は、本件添付書類が開示されていないと主張している。

これに対して、実施機関は、本件添付書類は保有していないとして本件処分を行ったものである。

(3) 審査会の判断理由

実施機関によると、運用上、大会への参加を目的としている引率の場合には、出張伺に開催要項、派遣依頼書等の写しを添付するよう求めているが、練習試合の場合は開催要項、派遣依頼書等が作成されていないこともあるため添付を省略してもよいこととしているとのことであり、当該説明に不自然・不合理な点は認められない。

また、当審査会事務局職員をして条例第43条第4項に基づき、審査請求人の当時の勤務先である学校において調査を行わせ、本件出張伺の原本及び保管場所を確認させたところ、現に添付書類が添付されていないことを確認した。

7 審議経緯

審査回数4回

答 申 書

令和7年8月22日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し、令和4年9月26日付け教職第346号により行った保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和4年7月28日付けで、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求内容 : 審査請求人が部活動の引率で出張（以下「本件出張」という。）した際の出張伺に「開催要項等を添付すること」とある添付義務のある大会の要領・要項（大会の内容、開催日時等）を一式（以下「本件添付書類」という。）、出張を命じた根拠となる書類全て

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年9月26日付けで、条例第15条第1項の規定に基づき次のとおり本件処分を行い審査請求人に通知した。

開示した文書 : 本件出張に係る出張伺（以下「本件出張伺」という。）及び旅行命令（依頼）簿

開示しない部分 : 審査請求人以外の個人に関する情報（他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

開示しない理由 : 条例第14条第3号に該当 開示しない部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記録されており、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある。

備考 : 本件出張伺の記載のとおり、部活動の練習試合を行うための遠征であり、本件添付書類については、廃棄したか、存在していないか不明であるが、現存しない。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年9月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、令和4年10月4日付けで、条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し諮問を行った。

なお、条例は、令和5年4月1日に石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号。以下「施行条例」という。）が施行されたことに伴い廃止されているが、その経過措置として、施行条例附則第7項は「施行日前に旧条例第37条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。」

と規定する。従って、本件審査請求については、条例の規定により調査審議を行うものとする。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件出張伺の「備考欄」に、「開催要項、派遣依頼書等の写しを添付すること」と明記されている。これらの文書が開示されておらず、「出張を命じた根拠となる書類全て」という審査請求人の開示請求を満たしていない。

2 審査請求書における理由

本件出張伺に添付することと明記された「大会要項」は多くの学校に広く配布されたものであり個人情報に該当せず、また「派遣依頼書」は黒塗りすることで対処できるのであるから、開示しないことは違法である。

本件処分により、審査請求人は、県民の公金を利用した公的出張の根拠について「知る権利」を侵害されている。

3 反論書における理由

弁明書において、実施機関は、自身の不備について自ら認めているものである。弁明書にて、実施機関は、「開示請求のあった保有個人情報が含まれる現在保有する全ての関係文書を「一部」開示している」と述べている。条例に基づく正当な理由なく「一部」しか開示していないことを実施機関自身が認めており、審査請求人が主張するとおり、審査請求人が求めている本件添付書類も含めて「全部」を開示すべきである。

条例第14条（保有個人情報の開示義務）には、次のように書かれている。

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の定めるところ又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による法定受託事務の処理について主務大臣が定める基準により、開示することができないと認められる情報
- 二 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- 三 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 四 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- 五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 六 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 七 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 八 未成年者又は成年被後見人の法定代理人から本人に代わつて開示請求がなされた場合であ

って、開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報
また、条例第15条において、部分開示に関しては、次のとおり書かれている。

- 1 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第三号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

本件審査請求に係り、審査請求人が求めている本件添付書類は、本件出張伺に付随・添付されるべき文書であり、上記条例のどこに抵触し、何を根拠に不開示（部分開示）となっているのか、実施機関は明らかにするべきである。

審査請求人が求めている本件添付書類は、条例の開示義務の範囲内であり、部分開示（一部開示）の対象ではない。従って、実施機関は、審査請求人に対し、本件添付書類を開示すべきである。

審査請求人が求めている本件添付書類は、本件出張伺の備考欄に「開催要項、派遣依頼書等の写しを添付すること。」と書かれていることから存在しなくてはならない文書である。従って、「本件添付書類は保有していない。」という実施機関の弁明は大変不合理である。

「本件添付書類は保有していない。」という実施機関の弁明が万一事実であれば、当該学校長（当時）は、職員の出張命令の発出にあたり、出張の根拠となる書類（本件添付文書）がない状態で、当該出張の当否の判断を行ったことになる。出張の根拠となる書類（本件添付文書）がない状態で出張命令の発出がなされるわけもないのであるから、「本件添付文書は保有していない。」という実施機関の弁明は不合理である。

本件開示請求にかかる公務引率出張は、過酷なものである。「児童・生徒の引率に係る自家用車等の使用に関する要項」第6条に、「学校長は、次のいずれかに該当する場合は、引率業務のための自家用車等の使用を承認しないものとする。」とあり、(7)「運転が深夜に及ぶことがあらかじめ予想される場合」とある。また同条第4項及び第5項には、1人の職員が運転する時間及び距離について、「職員1人当たり400キロメートル」「連続運転時間を概ね2時間以内」「概ね2時間ごとに合計で20分以上の休憩をとらせる」と規定されている。出張の根拠となる書類（本件添付文書）がない状態で、このように夜19時に学校を出発し、引率した本件出張の承認可否が判断できるわけもなく、「本件添付文書は保有していない。」という実施機関の弁明は不合理である。

ちなみに、NEXCO中日本が提供する情報によれば、夜19時に学校を出発すれば、宿泊先に到着するのは「運転が深夜に及ぶ」ことがないのかどうなのか、容易にわかりそうなものであるが、当該学校長は本件添付書類を見なかったのであろうか。当該学校長（当時）の管理能力・責任も問われるであろう。

実施機関においては、当該学校長の過失により、本来、本件出張伺に添付されるべきであった本件添付書類を職員より提出させ忘れたのか、それとも提出され処理された本件添付書類を学校側が紛失したのか、本件添付書類は保有していない理由について明らかにするべきである。

審査請求人は、この明らかに「運転が深夜に及ぶ」過酷な引率業務、かつ当時「運転する職員の心身の状態が、自家用車の運転に適さない状態」にあったにも関わらず（当時、審査請求人の母親が癌で緊急入院し、部活動主顧問（審査請求人の上司）には、「出発日」の当日、いつ病院から電話がかかってくるかわからず、看病で一睡もしていない旨を伝えたが、「キャンセルできない」と言われた）引率を強行され、これがきっかけで心身の状態が崩れ、入院し、重大な事件に繋がったことを附記する。

4 意見書における理由

弁明書において、実施機関は「現在保有する全ての関係文書を一部開示している」と述べている。すなわち、この表現は「一部」しか開示していないことを自認するものであり、他にも未開示の文書が存在する可能性を示唆している。

また、実施機関は「審査請求人が主張する（中略）の文書は保有していない」と弁明しているが、当該文書は、本件出張伺において「開催要項、派遣依頼書等の写しを添付すること」と明記されており、その添付が義務付けられている文書である。したがって、本来存在しているべき文書について、「保有していない」とする弁明は、文書管理の実務や規程に照らしても合理性を欠くものである。

よって、実施機関の「文書は保有していない」との主張は、文書の存否に関する合理的説明を欠いており、文書管理の適正性および開示請求への対応の妥当性について、審査会における慎重かつ丁寧な審議が強く求められるものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

審査請求人が、令和4年9月28日付けで提起した審査請求については、これを棄却すべきであると考える。

2 弁明の理由

開示請求のあった保有個人情報が含まれる現在保有する全ての関係文書を一部開示している。審査請求人が主張する本件添付書類は保有していない。よって審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例第1条では、「この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。

当審査会は、この条例の目的に則して、以下のとおり判断するものである。

2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る本件出張に関する情報である。当該情報は本件出張伺に記録されている。

3 本件審査請求における争点について

審査請求人は、本件保有個人情報のうち、本件添付書類が開示されていないと主張している。実施機関は、本件添付書類は現に保有していないと主張している。

4 条例第14条（保有個人情報の開示義務）について

条例第14条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している。同条における「開示」とは、実施機関が開示請求に係る保有個人情報をあるがままに見せることであると解されるから、実施機関は現に保有している保有個人情報について開示決定等を行えば足りる。

本件添付書類は仮に存在する場合は本件出張伺に添付されることになるから、当審査会として本件出張伺について確認を行うこととした。

5 本件出張伺について

当審査会において本件出張伺を見分したところ、備考欄の確認事項のうち「1 宿泊・連絡先」については丸印が付され記入欄に施設名及び電話番号が記載されているが、「2 開催要項、派遣依頼書等の写しを添付すること」については丸印が付されていなかった。

そこで、上記備考欄の確認項目について、当審査会事務局職員をして本件処分に係る担当課である教職員課に対し確認させたところ、同課の説明は概ね次のとおりであった。

- ・運用上、大会への参加を目的としている引率の場合には、出張伺に開催要項、派遣依頼書等の写しを添付するよう求めているが、練習試合の場合は開催要項、派遣依頼書等が作成されていないこともあるため添付を省略してもよいこととしている。
- ・本件出張における練習試合については、開催要項、派遣依頼書等の類を作成又は取得していないことを確認済みである。

上記同課の説明は、本件出張伺の備考欄における記載状況とも合致し、不自然・不合理な点は認められない。

6 条例第43条第4項の規定による調査の実施について

審査請求人は、本件添付書類は本来存在しているはずの文書であるとの主張も行っていることから、当審査会事務局職員をして条例第43条第4項に基づき、審査請求人の当時の勤務先である学校において調査を行わせ、本件出張伺の原本及び保管場所を確認させたところ、現に添付書類が添付されていないことを確認することができた。また、他の練習試合に係る出張伺についても同様に書類が添付されていないことが確認された。

上記のとおり、本件添付書類が開示されなかったことについて、実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、実施機関が行った本件処分は妥当である。

7 結 論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断するものである。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て審議を回避した。

(別表)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和4年10月4日	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第367号）
令和6年10月15日 （第65回審査会）	審議を行った。
令和7年5月28日 （第69回審査会）	審議を行った。
令和7年6月10日	条例第43条第4項の規定による調査を行った。
令和7年6月13日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
令和7年6月18日 （第70回審査会）	審議を行った。
令和7年6月25日 （第71回審査会）	審議を行った。